

令和9年度 幼児教育・保育無償化のご案内

対 象 私立幼稚園に在籍している満3歳～5歳児

- ※ 市内の幼稚園のうち「もばら幼稚園」と「茂原聖マリア幼稚園」が対象です。
「エンゼル幼稚園」、認定こども園（「ふたば幼稚園」「アップル幼稚園」含む）、
保育所等については、保育課（0475-36-5656）へお問い合わせください。
- ※ 茂原市在住で、市外の幼稚園に通う場合の無償化については、ご相談ください。

対象経費	要件	無償化の上限額	無償化の方法
保育料 ・入園料	なし	月額上限28,000円	幼稚園に支払う保育料・入園料から、ひと月当たり28,000円が差し引かれます。
副食費 給食費のうち、主食を除く、おかず・おやつ等にあたる費用です。	次のいずれかに該当すること - 住民税所得割課税額が77,101円未満（年収360万円未満相当）の世帯の園児 - 同一世帯に小学校第3学年修了前の子どもが3人以上いる場合の第3子以降の園児	月額上限4,900円	幼稚園に支払う給食費のうち、副食費にあたる部分の金額から、ひと月あたり4,900円が差し引かれます。
預かり保育等利用料	次のいずれかに該当すること - 満3歳児で<u>保育の必要性</u>が認められ、かつ<u>非課税世帯</u>の園児（新3号認定） 3～5歳で<u>保育の必要性</u>が認められた園児（新2号認定） ※ <u>保育の必要性</u> については3ページをご覧ください。	利用日数×490円をその月の上限額として、 - 満3歳は月額上限17,700円 3～5歳は月額上限12,300円 ※ 認可外保育施設等を利用した場合は、その利用料も合算して、上記上限額まで無償化されます。	預かり保育等を利用した後、在籍する幼稚園を通じて市に請求書を提出してください。 市より、保護者様の銀行口座に、無償化される金額を払い戻します。 ※ 請求書は、3カ月ごと（7月・10月・1月）に幼稚園を通じて配布しています。
その他	教材費、通園バス利用料、施設整備費、園服等購入費、検定料等、無償化対象外の費用がかかる場合があります。詳しくは各幼稚園にお問い合わせください。		

無償化を受けるためには、書類の提出が必要です。

詳細は次のページをご覧ください。

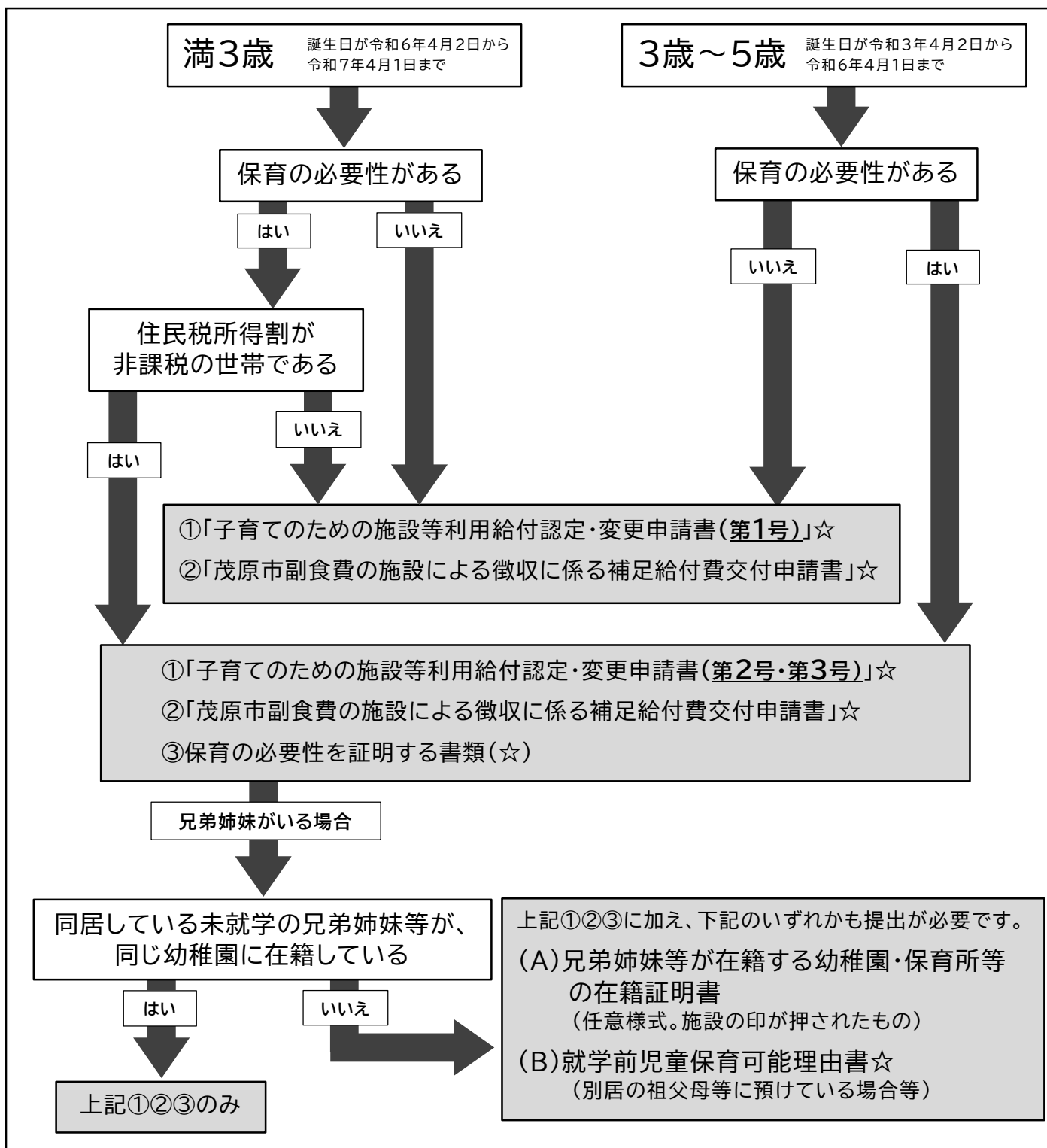
書類の提出について

☆マークがついている書類は、指定の様式で作成してください。

指定の様式は各幼稚園や茂原市教育委員会(茂原市役所9階 学校教育課)で配布しています。
茂原市公式ウェブサイトからもダウンロードできます。

茂原市 私立幼稚園の無償化について

で検索



保育の必要性とは

就労・病気・介護等の理由により家庭で保育ができない子どもについては、それを証明する書類を提出することで、保育の必要性ありとして認定されます。

下記に該当するすべての方の証明書類を提出する必要があります。

- ✓ 同居している保護者(父・母の場合は、その両方)
- ✓ 同居している兄弟・祖父母・おじおば等
(認定日の時点で中学校を卒業済みかつ70歳未満の方のみ)

家庭で保育できない理由によって、提出する書類が異なります。
(該当するものをご確認ください)

就労 月60時間以上の労働をしている場合

会社等に 雇用されている方	就労(内定)証明書☆ ※ 雇用契約期間に定めがある場合、契約更新ごとに提出が必要になります。 ※ 勤務先が複数ある場合は、勤務先ごとに書類が必要です。 ※ シフト勤務の方のみ、シフト表もご提出ください。
自営業 (農業以外)	下記の2点が必要です。 ① 就労(内定)証明書☆ ② 事業を確認できる書類(青色申告書の写し、開業届の写し等開業が確認できるもの)
自営業 (農業)	下記の2点が必要です。 ① 申立書(農業)☆ ② 青色申告書の写し、または確定申告書の控えの写し

妊娠・出産 出産予定日をはさんで前後2ヶ月以内である場合

- 保護者氏名と出産予定日が分かるものの写し(母子手帳の一部等)
 ※ 申請は予定日の2ヶ月以上前から申請可能ですが、認定される期間は出産予定日の前後2ヶ月間のみです。

疾病・障害等 疾病や怪我、精神・身体の障害により、保育が困難な状態にある場合

- 下記の2点が必要です。
- ① 申立書(疾病・障害等)☆
 - ② 診断書、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費(指定難病)受給者証のうちいずれか一つの写し

介護・看護 同居の親族等を常時介護・看護している場合

- 下記の2点が必要です。
- ① 申立書(同居親族等の介護・看護)☆
 - ② 診断書、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費(指定難病)受給者証、介護保険被保険者証、居宅サービス計画書(ケアプラン)のうちいずれか一つの写し

災害復旧

復旧被災により、保育が困難な状態にある

- 罹災証明書の写し

求職活動等

求職活動・起業準備を断続的に行っている場合
(認定後の有効期間は3ヶ月です。)

- 申立書(求職活動中・起業の準備中)☆

就学

学校教育法に規定された学校等・職業訓練校に在学している場合(通信教育は対象外です。)

就学前の場合: 合格通知等の写し

就学中の場合: 下記の2点が必要です。

- ① 学生証(顔写真付き)又は在学証明書の写し
- ② カリキュラム等の写し(時間割及び何年制なのかが確認できるもの)

お問い合わせ先

茂原市教育委員会 学校教育課

〒297-8511

茂原市道表1番地 茂原市役所9階

☎ 0475-20-1558